

## ★非上場株式の評価に関する評価通達6項の適用取消し事例

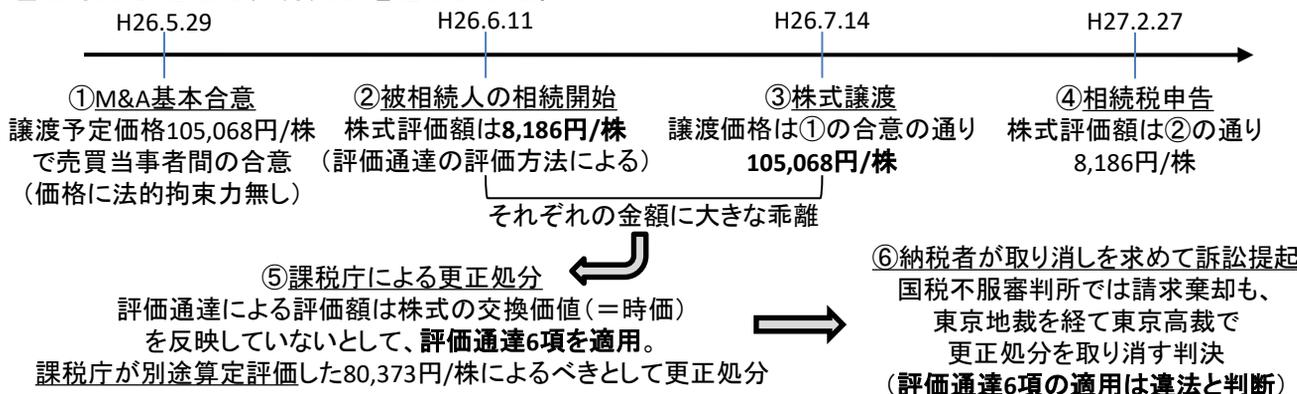
令和6年8月28日、非上場株式の相続税評価を巡り、財産評価基本通達に基づく評価額を10倍近く上回る算定価格で評価すべきとする課税処分が東京高等裁判所ですべて取り消され、納税者勝訴が確定しました。今回はこの判決内容を、令和4年の最高裁判決（評価通達6項適用事例）と比較してご案内します。（塚越康仁）

### ◎評価通達6項とは

相続税の申告にあたっては、通常、財産評価基本通達（以下、「評価通達」）に定められた方法により財産を評価します。ただし同評価通達6項において、上記の評価方法によって評価することが著しく不適当と認められる場合の財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価するとされています。

### ◎事例の概要

被相続人は生前、保有する非上場会社の株式をM&Aによって他社へ売却しようとしたところ、譲渡価格を1株あたり105,068円と基本合意した直後に相続が開始し、納税者（＝相続人）はその非上場会社の株式を、評価通達の定めに従い1株あたり8,186円と評価して相続税申告を行いました。その後相続人は、当初の合意に基づき1株105,068円で株式を譲渡しました。これに対して課税庁は評価通達6項を適用し、外部鑑定業者が算出した80,373円で評価すべきとして更正処分を行いました。これを不服とした納税者は国税不服審判所へ審査請求を行い、当初は納税者の請求が棄却されたものの、その後東京地裁で課税庁の更正処分は取り消され、東京高裁で課税庁の控訴を棄却、課税庁が上告しなかったため、判決が確定しました。



### ◎本判決のポイント

① 非上場株式の交換価値	不動産と異なり非上場株式の交換価値の合理的な推測は困難で、専門的評価を経ない限り判明し得ない上、M&Aでの売買代金が交換価値を反映しているとは限らない。
② 売買価格の法的拘束力	売買代金の基本合意はあったものの売買契約成立には至っておらず、基本合意でも譲渡予定価格に法的拘束力がない旨の記載がある。また非上場株式が、譲渡予定価格で売買代金債権に転化する確率が高かったとも認められない。
③ 課税の公平性	被相続人・相続人に株式の評価額を下げた相続税の負担軽減を意図した行為があったとは認められず、他の納税者との不公平もない。

### <令和4年最高裁判決との比較>

今回は取引相場のない株式の評価額が争点となりました。M&Aにおける売買代金は高度な経営判断や双方の交渉の結果等で決定されます。

一方、令和4年最高裁判決では評価対象の財産が不動産であったため、実勢価格等をもとに交換価値（＝時価）を比較的認識しやすかったと思われます。また相続開始前の借入と不動産の購入、相続開始後の売却という一連の行為が相続税の負担軽減を意図したものであり、他の納税者との間の租税負担の公平に反していた点も本判決と大きく異なる点です。

### ◎まとめ

評価通達6項を巡る裁判で、今回は納税者側の勝訴となりましたが、同様の裁判は数多く提起されています。今回の事例は、意図せず評価額と売買価格に乖離が生じたものと考えられます。相続税評価額と実勢価格の差に注目した相続税対策については、今後も慎重な判断が必要ではないでしょうか。